

諮問第2号 「週休2日制の実施に伴う社会教育のあり方について」（継続審議）

② 第2回定例会

ア、期 日 昭和50年12月18日

イ、場 所 県庁西庁舎11階第4会議室

ウ、内 容

(ア) 諒問事項

諮問第1号 「週休2日制の実施に伴う社会教育のあり方について」の答申について

(イ) 報告事項

⑦ 昭和51年度予算要求の概要について

③ 第3・4回定例会

ア、期 日 昭和51年2月12・13日

イ、場 所 福島市飯坂町 福島県婦人会館

ウ、内 容

(ア) 報告事項

⑦ 昭和51年度社会教育関係予算の概要について

① 昭和51年度社会教育関係事業の概要について

⑦ 国立少年自然の家の建設概要について

② 福島県少年自然の家、福島県海浜青年の家の概要について

④ 集団宿泊指導についての研究報告

⑤ 校庭開放事業について

(3) 昭和50年度社会教育委員会議答申

昭和48年6月22日付をもって、県教育委員会は、社会教育委員会議に対し、「週休2日制実施に伴う社会教育のありかたについて」諮問したが、昭和50年12月18日のとおり答申があった。

昭和50年12月18日

福島県教育委員会 殿

福島県社会教育委員会議

議長 辺見正治

週休2日制の実施にともなう社会教育の
ありかたについて

昭和48年6月22日付けをもって当委員会議に対し諮問のあった標記のことについて別紙のとおり答申いたします。

まえがき

1 昭和48年6月22日「週休2日制の実施に伴う社会教育のあり方について」県教育委員会から諮問があった。

本委員会議は諮問事項の審議を指導者部会、施設部会の2部会を設け経済企画庁の指導や社会教育関係者からの意見聴取を含め8回にわたる審議を行ない、本年3月26日中間報告を行った。

2 教育の振興充実のためには、適切な指導者の確保が必要であることはいうまでもないが、特に、社会教育は多種多様な学習要求をもつ地域住民を対象に、人々の自主的な学習活動を基盤に行うことから、その学習内容及び学習方法は極めて多様であり、それだけにさまざまな専門的能力をもった多くの社会教育指導者が求められている。社会教

育指導者の中には、行政当局や施設に勤務する職員と、またそうでない民間指導者がある。社会教育においては、行政当局が実施するほか、民間の活動として行なわれる分野のものが大きいので、今後多くの民間指導者の活動が期待される。

特に週休2日制の実施に伴う余暇が一段と増大することから、民間指導者の積極的な参加と協力のための諸条件を整備することが行政上の課題となっている。

3 本委員会議は、このような市町村における社会教育指導者の重要性にかんがみ、市町村社会教育主事の確保策、社会教育活動の中心施設である公民館職員の充実策及び民間指導者の拡充策に力点をおき、行政上配慮すべき事項について意見をとりまとめた。

4 社会の進展に即応し、生かし教育の立場から生活の向上発展を図るうえに生じてくる種々の課題を解決するため、青少年をはじめ、成人各層にわたり学習活動が強く要求される。これらの学習活動に場を提供し、刺激を与え、これを助長するため、社会教育施設のもつ役割は極めて大きく、社会教育事業の拡充と相まって、施設設備の整備充実が強く望まれる。

5 公民館、青少年教育施設などの新しい施設が生まれ、その数も年々増加しているが、しかしその絶対数は少なく、地域格差も大きくなっている。また専門職員の不足、施設設備、資料の不備、運営上の配慮の不足などのため、本来の目的にかなった活動が十分展開できない現況にある。したがって施設の計画的整備と体系的配置、校庭開放及び社会教育関係者の研修の研究調査、情報処理の機能をもつ社会教育センターの設置に力点をおき行政上配慮すべき事項について意見をとりまとめた。

社会教育指導者の充実強化

のための施策

1章 市町村社会教育主事の確保 について

1 現状と課題

(1) 社会教育主事は、教育委員会事務局に置かれる社会教育行政の専門職員で（社教法第9条の2）、社会教育を行う者に専門的・技術的な助言と指導を行うものである。とりわけ市町村の社会教育主事は、地域住民の教育的要請を的確には握り、学習意欲の啓発、学習の組織化、各施設の利用、指導者の発見と活用など、社会教育振興の推進者としての役割が期待されている。したがってその充実は現下の不可欠な要件である。

(2) 社会教育主事の役割的重要性にかんがみ、法令上人口1万人以上の市町村は義務設置が課せられており、人口1万人以下においても設置するよう行政指導を行っているところであるが、現状においてはかなりの未設置町村や、設置している市町村においても兼務者が多く、量的にも極めて貧困である。